

特定非営利活動法人  
かがわ福祉住環境をつくる会  
定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かがわ福祉住環境をつくる会と称する。  
以下、「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を香川県三豊郡豊中町に置く。  
2 必要に応じ、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、建築関係者と福祉医療関係者との交流と協力により、高齢者・障害者・子どもが安心して暮らしていけるまちにするため、住環境に関する幅広い分野での調査研究および教育普及活動、自立支援やまちづくりに関する事業を行い、また、不特定多数の市民・団体等を対象に、住環境全般にわたる助言又は支援、協力事業を行い、住環境の技術水準の高揚、生活の質の向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。  
(1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動  
(2) 社会教育の推進を図る活動  
(3) まちづくりの推進を図る活動  
(4) 子どもの健全育成を図る活動  
(5) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 特定非営利活動に係る事業  
① 福祉、医療、保健、建築の分野に関する教育事業  
② 高齢者、障害者、子どもの人権擁護に関する教育事業  
③ まちづくりに関する調査、研究、執筆事業  
④ 高齢者、障害者、子ども、男女共同参画に関する資料収集及び調査、研究事業  
⑤ 住環境に関連する相談、助言及び改善を実践する事業  
⑥ 施設コーディネート、運営等コミュニティデザイン事業

- ⑦ 住環境に関連する講座、講演会、研修会、見学会等啓発のための事業
- ⑧ 各種講座への講師派遣事業
- ⑨ 国際協力活動事業
- ⑩ 情報誌発行事業
- ⑪ 福祉住環境に関する人材育成事業
- ⑫ 福祉、医療、保健、建築の各分野やその他団体等との連絡、協調、援助事業
- ⑬ その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 本会の会員は、次の各号とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する個人、法人または団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、協力する個人、法人または団体
- (3) その他の会員 理事会が別に定めた会員

#### (入 会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により、理事会に申し込むものとする。法人または団体の場合には、申込み時に本会に対する全ての権限を有する代表者を定めるものとする。
- 3 理事会は、申込者が第3条に定める目的に賛同し、申込者または前項による代表者が、第4条から第5条に定める活動および事業の運営に協力できると認めるときは、正当な理由がないかぎり入会を認めなければならない。入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会 費)

第8条 会員は、年会費を毎年1回納入しなければならない。

- 2 年会費の額は、別に総会において定める。
- 3 その他の会員の年会費の額は、理事会において定める。
- 4 会費の納入方法および納期は理事会において定める。
- 5 会員は、本会に納入した会費の返還を求めることはできない。

#### (退 会)

第9条 正会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会できる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、退会したものとみなすことができる。
  - (1) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
  - (2) 会員である法人または団体が消滅したとき
  - (3) 除名したとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本会の定款、諸規定に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 私的な利益のために本会を利用する行為があったとき
- (5) 会費を継続して2年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上 9名以内
  - (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 代表理事1名を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することは妨げない。

2 代表理事は理事の互選により選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、会務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) 本会の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 役員を選任又は解任

(6) 年会費の額(その他の会員については理事会にて決定する)

(7) 借入金の決定

(8) 財産の処分

(9) その他運営に関する事項

(10) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又はファックス、Eメール、会報等をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を表記すること)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成、変更
- (2) 役員の職務、報酬
- (3) 職員の職務、報酬
- (4) その他の会員の年会費の額
- (5) 会員の入会、退会、除名の承認
- (6) 会議の招集の決定
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) その他本会の運営に関する必要な事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第3項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときにはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又はファックス、Eメールをもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における決議事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事会が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録、貸借対照表の書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録、貸借対照表は役員名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第48条 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経て、法25条第3項に既定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。ただし、可否同決のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選択された特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 本会が合併しようとするときは、正会員総数の4分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の承諾を得、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 雑則

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、四国新聞に掲載して行う。

(事務局)

第55条 本会は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(実施規則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立の日から17年3月31日までとする。
- 3 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 島田美和子  
理 事 中島 照子  
理 事 藤田 薫  
理 事 篠原 豊彦  
理 事 長尾 哲也  
理 事 瀧本 文子  
理 事 船橋 初美  
理 事 中村 早見  
監 事 唐渡 善博  
監 事 汐見美根子  
監 事 岡田 武資

- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第21条、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とするが、その他の会員に関しては第8条第3項による。
  - (1) 正会員 3,000 円
  - (2) 賛助会員 6,000 円